明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○商品先物取引法施行規則及び商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令の一部を改正する省令（農林水産・経済産業四）　一

〔告　示〕

○公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件（内閣府二八六）　二

○適格消費者団体を公示する件（消費者庁七）

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務三九七）

○日本国に帰化を許可する件（法務四六七）

○検疫法施行令第四条に基づき、調査を行う区域のうちの陸域の地域を定める等の件の一部を改正する件（厚生労働五六六）

○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（経済産業二五一）　三

○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（国土交通一三一二）　四

○工事が完了した件（同一三一三）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同一三一四）

○船舶安全法及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき船級協会を登録した件（同一三一五～一三一八）　五

○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二四七、二四八）　六

○道路に関する件（関東地方整備局四〇一）

○道路に関する件（中部地方整備局一九六）

○道路に関する件（九州地方整備局一五七）　七

〔国会事項〕

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（関東経済産業局、近畿同）　七

〔皇室事項〕

〔資　料〕

機械受注統計調査報告（平成二十四年九月）（実績）（内閣府）　七

〔官庁報告〕

〔公　告〕

官庁

諸事項

財団、土地家屋調査士懲戒処分、買収前の所有者等への売払い、公示送達、建設業の許可の取消処分関係　一〇

裁判所

相続、失踪、破産、特別清算、会社更生、再生関係　一二

会社その他

官庁事項　一二

北海道開発局公示（北海道開発局）　一九

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　二九

最低賃金の改正決定に関する公示（新潟労働局最低賃金公示三、岐阜同四、徳島同三、四）

省　令

○農林水産省経済産業省令第四号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）及び商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、商品先物取引法施行規則及び商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月十六日

農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣　枝野　幸男

商品先物取引法施行規則及び商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令の一部を改正する省令

（商品先物取引法施行規則の一部改正）

第一条　商品先物取引法施行規則（平成十七年経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第一項第一号及び第二号中「次項」を「次項本文」に改め、同条第二項中「把握するものとする」の下に「。ただし、営業日ごとに、金融商品取引業等に関する内閣府令第百七十八条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する市場リスク相当額及び同項第二号に規定する取引先リスク相当額を把握している金融商品取引業者である商品先物取引業者については、この限りでない」を加える。

第百条第五項中「把握しなければならない」の下に「。ただし、毎営業日ごとに、金融商品取引業等に関する内閣府令第百七十九条第六項の規定に基づき金融商品取引法第四十六条の六第一項に規定する自己資本規制比率の状況を適切に把握している金融商品取引業者である商品先物取引業者については、この限りでない」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項第二号」を「第三項第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第三項を第五項とし、同条第二項中「第一項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第一項を第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

法第二百十一条第一項に定める毎月末の純資産額規制比率の届出は、第百十七条第一項第一号の規定により提出する月次報告書をもって行うものとする。